

社会保険の適用拡大について

2022年10月より、社会保険の適用が拡大するように改正されますので簡単にご紹介します。

1. 社会保険の適用拡大の改正の一覧（年金機構HPより抜粋）

対象	要件	平成28年10月～（現行）	令和4年10月～（改正）	令和6年10月～（改正）
事業所	事業所の規模	常時500人超	常時100人超	常時50人超
短時間労働者	労働時間	週の所定労働時間が20時間以上	変更なし	変更なし
	賃金	月額88,000円以上	変更なし	変更なし
	勤務期間	継続して1年以上使用される見込み	継続して 2カ月を超えて 使用される見込み	継続して 2カ月を超えて 使用される見込み
	適用除外	学生ではないこと	変更なし	変更なし

従業員数が100人超、50人超の規模の会社は、ご注意ください。

なお、従業員数の数え方や適用のタイミングについては、以下のとおりです。

【従業員数の数え方】

同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者

（フルタイムの従業員＋週労働時間がフルタイム従業員の3/4以上の従業員 ※パート・アルバイトを含む）

【適用のタイミング】

施行日以降、従業員の総数が12カ月のうち、6カ月以上100人または50人を超えることが見込まれること

2. 対象の労働者への説明・加入手続き

- ①短時間勤務の従業員の方で社会保険の加入となっていない方を確認してください。（雇用保険加入・社会保険未加入の週20時間以上30時間未満の勤務のほとんどが対象になると思われます。）
- ②従業員さんへの説明として、今まで健康保険の被扶養者となっていた方などは自身で社会保険の加入となることの説明が必要になります。その際、労働条件の変更等の相談もあるかと思います。
- ③2022年10月に対象の方の社会保険の資格取得の手続きを行ってください。

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら

長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 📠 018-893-5386

✉ arcept-th@clear.ocn.ne.jp

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>

